

国交省が注意喚起

着工前に保険加入を 瑕疵担保責任で留意点

国土交通省は、住宅新築工事を請け負う建設業者に対し、瑕疵（かし）担保保証金の供託が保険加入を義務付ける「特定住宅瑕疵（かし）担保責任の履行の確保等に関する法律」の留意点をまとめ、建設業101団体に通知した。保証金の供託や保険加入を求める資力確保措置の義務化は2009年10月1日の施行だが、保険を選択した場合、指定保険法人から建築中の現場検査などが求められるため、着工前から保険加入手続きを済ませようと呼びかけている。

資力確保措置の義務 渡し時になつてから加入 要となる。

は、新築住宅の引き渡しを申し込むことはできない。国交省は「09年10月1日に発生するが、保険加入のため、実際には施行前日以降の引き渡しが想定され、早めに入を適した場合、引きから義務化への対応が必される場合、早めに保険

加入手続きを済ませる必要がある」としている。

早ければ今月中に保険を引き受ける保険法人が指

定されるため、順次保険に加入することが可能となる。

また、営業所に備え付ける新築住宅の贈与契約に関する帳簿について、住宅の床面積の合計、共同購買の場合の各建設業者の負担すべき瑕疵担保責任の割合、保険法人の名称が記載事項に追加され、帳簿の保存期間が10年に延長したことも通知した。

通知は、各地方整備局や都道府県などにも参考送付した。